

令和6年度青年農業者・新規就農者実態補完調査に係る担当者会議  
式次第

日時：令和6年7月3日(水)  
(午前) 10時00分～11時00分  
(午後) 14時00分～15時00分  
方法：WEB会議 (ZOOM)

1 開 会

2 挨拶

3 説 明

(1) 令和6年度年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について

(2) 同調査における留意点等について

4 質疑・応答

5 その他

○ 「雇用就農資金」令和6年度第2回募集の開始について

6 閉 会

# 1 令和5年度(2023年度)新規就農者の概要

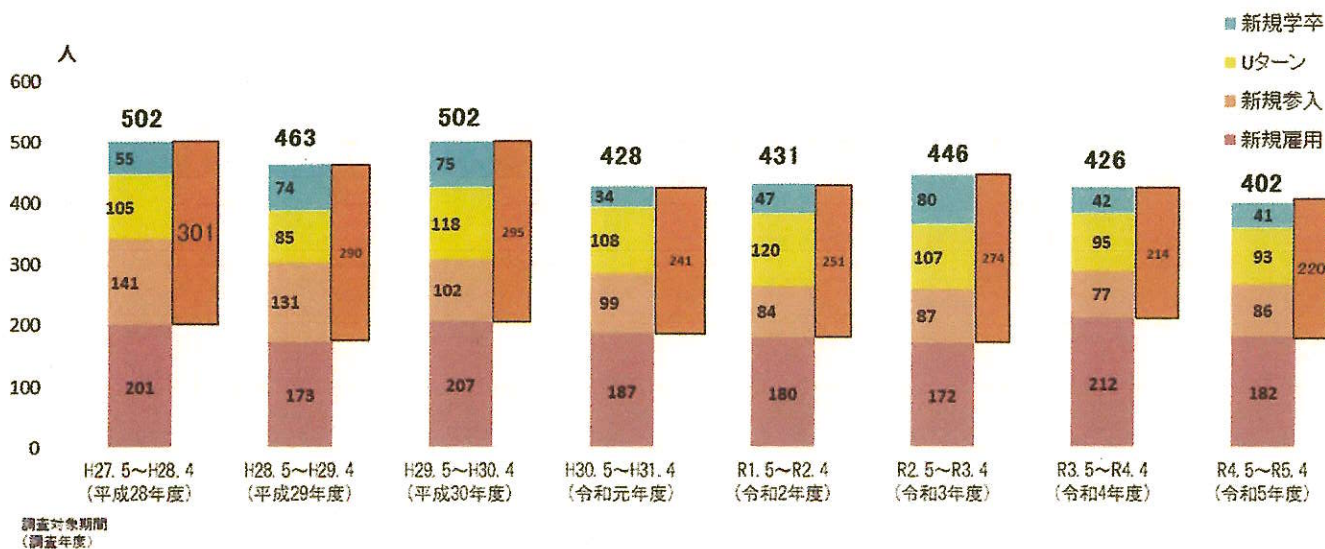
## (1) 新規就農者の年次別推移

令和5年度(2023年度)の新規就農者(新規学卒、Uターン、新規参入、新規雇用)は、402人となり、前年より24人減少した。

新規就農者の内訳をみると、新規学卒就農者は前年より1人減の41人、Uターン就農者が2人減の93人、農外からの新規参入者は9人増の86人となった。

また、農業法人等への就職就農や農業参入企業に雇用された新規雇用者数は、前年より30人減の182人となった。(図1)

図1 年次別新規就農者の推移



# 令和6年度(2024年度)青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領

## 1. 目的

熊本県では、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」に基づき、農林水産業への新規就業から経営安定までをトータルサポートするため、就業相談窓口の設置や技術習得研修の実施、就業時における初期投資への支援や円滑な経営継承に向けた支援体制の構築等により、多様な新規就農者の確保・育成を図っている。

近年、新規就農者の内訳をみると自営就農者が減少する一方で、農業法人等への就職就農が増加する傾向にあり、就農ルートに応じた就農対策を講じるとともに、新規就農者のニーズをとらえ的確な支援を行うことで、新規就農者の確保を推進する必要がある。

このようなことから、本県における青年農業者や新規就農者の動向、就農後の定着状況等を的確に把握し、現場での継続的な支援やニーズに応じた支援施策の構築を図るため、青年農業者・新規就農者実態補完調査を実施する。

## 2. 調査実施主体 熊本県

## 3. 調査対象および内容

- (1) 青年農業者数
- (2) 新規学卒就農者
- (3) Uターン就農者
- (4) 新規参入就農者
- (5) 農業法人等への就職者
- (6) 就農後定着している者

## 4. 調査時点・調査対象期間

- (1) 調査時点：令和6年(2024年)5月1日
- (2) 調査対象期間：令和5年(2023年)5月1日～令和6年(2024年)4月30日

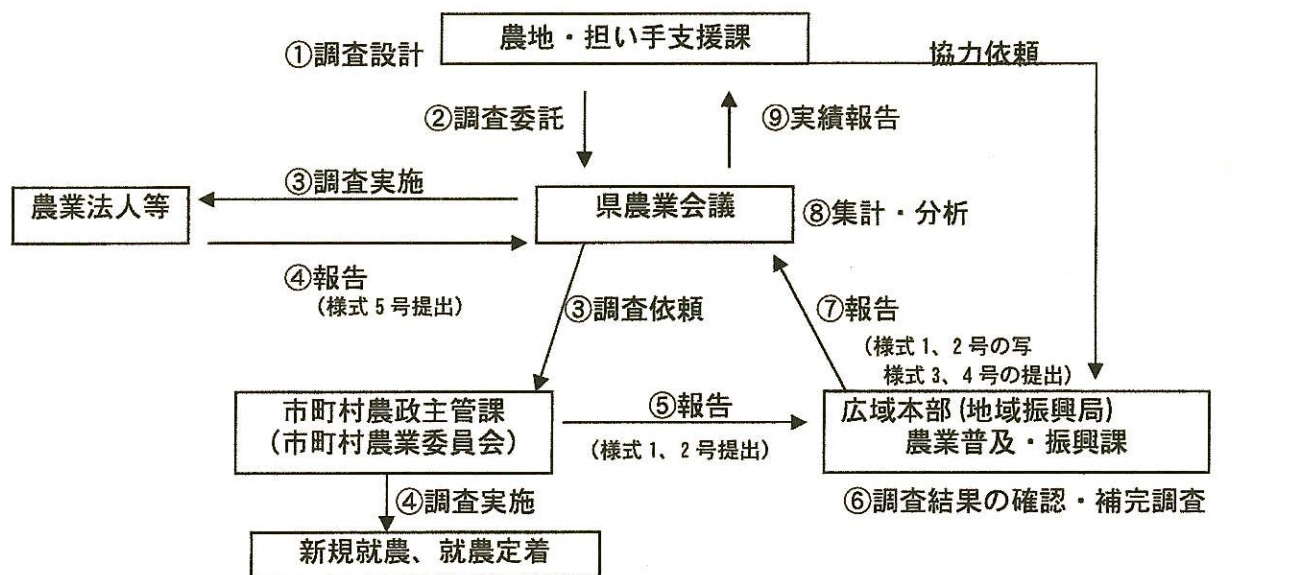
## 5. 実施方法

- (1) 調査業務を一般社団法人熊本県農業会議(以下「県農業会議」)に委託するものとする。
- (2) 調査実施期間 令和6年6月～9月

### (3) 調査スケジュール

- 6年 6月下旬 県農業会議に調査委託
- 7月上旬 各市町村農政主管課及び農業法人等に対し調査依頼
- 8月中旬 各市町村農政主管課から各広域本部(地域振興局)に報告し、同局にて2次補完調査の実施、農業法人等から県農業会議に報告
- 9月上旬 各広域本部(地域振興局)から県農業会議に報告
- 9月～12月 県農業会議にて集計・分析
- 7年3月21日 実績報告書提出

### (4) 調査フロー



## ■本調査で対象とする新規就農者

- 1) 親元就農者(新規学卒就農者、Uターン就農者)  
：農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、学生から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。
- 2) 新規参入就農者：調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等によりの農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。
- 3) 新規雇用就農者：調査期日前1年間に新たに法人等に、雇用期間の定めのない正規の従業員(1週間の労働時間が35時間以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(雇用される直前の就業状態が農業従事であった場合を除く。)

令和6年度青年農業者・新規就農者実態補完調査 調査スケジュール（案）

令和6年7月3日（水）  
一般社団法人熊本県農業会議

- |                                     |               |
|-------------------------------------|---------------|
| 1 市町村等担当者会議（オンライン）                  | 7月 3日（水）      |
| 2 市町村等での調査実施                        | 7月上旬～8月中旬     |
| 3 市町村→広域本部（地域振興局等）への報告期限            | 8月16日（金）【必着】  |
| 4 広域本部（地域振興局等）→農業会議への報告期限           | 9月 6日（金）【必着】  |
| 5 調査結果の集計・分析等                       | 9月～12月        |
| 6 調査結果報告書の整理及び県との調整等                | 1月～2月末まで      |
| 7 実績報告書等の提出                         | 3月上旬          |
| ※ 農業法人への雇用就農調査<br>（農業会議から農業法人へ直接調査） | 7月中旬～8月下旬【必着】 |

## 令和6年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について

令和6年（2024年）7月  
熊本県農地・担い手支援課  
一般社団法人熊本県農業会議

### 1 調査対象者

調査区分については以下のとおりとする。

なお、配偶者については、7調査票記入にあたっての留意事項の（1）のイに従い、本調査の対象者とする。

R4年度より調査対象者の年齢の制限はありません。

#### （1）新規学卒就農者（農家の子弟）

ア 各種研修あるいは教育機関（義務教育・高等学校・農業大学校・短期大学・4年制大学及び試験研究機関等の研修）を、令和6年3月に卒業（修了）し、実家で就農した者で「自営農業への従事者が主」の者。

イ 各種研修あるいは教育機関を卒業後、国内外の農家等で研修を受け、調査時点から起算して過去1年以内に実家で就農した者で「自営農業への従事者が主」の者。

ウ 農家出身で、上記の研修あるいは教育機関を卒業（修了）後、農家出身で、実家と同地域で独立就農した者で「自営農業への従事者が主」の者。

エ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者。

※ア、イ、ウ、エともに農大研修部卒は含まない

#### （2）Uターン就農者（農家の子弟）

ア 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に実家で就農した者で、「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事者が主」となった者。

イ 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に農家出身で、実家と同地域で独立した者で「自営農業への従事者が主」となった者。

ウ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者。

#### （3）新規参入就農者

ア 新たに農業経営を開始した者のうち、非農家出身者で、「自営農業への従事者が主」の者。

イ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者。

#### （4）新規雇用就農者（事務職員を除く）

ア 農業法人等（実家が経営する法人を含まない）に、調査時点から起算して1年以内に雇用期間の定めのない正規の従業員（1週間の労働時間が35時間以上）として就職した者。

イ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者

#### （5）就農後定着している者

過去5年間に就農した新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入就農者のうち、調査時点で「自営農業への従事者が主」の者。

## 2 調査時点・調査対象期間

- (1) 調査時点：令和6年（2024年）5月1日
- (2) 調査対象期間：令和5年（2023年）5月1日～令和6年（2024年）4月30日

## 3 調査実施主体

市町村農政主管課（市町村農業委員会：協力機関）

## 4 調査様式

- (1) 様式1-1号 新規就農者用入力カード（個人用）  
用途：新規就農者が記載する等し、新規就農者の状況を把握する様式
- (2) 様式1-2号 新規就農者用入力カード（個人：配偶者用）  
用途：新規就農者の配偶者が記載する等し、新規就農者の状況を把握する様式
- (3) 様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿  
用途：過去に報告があった新規就農者の定着状況を把握する様式
- (4) 様式3号 新規就農者用集計表（地域集計表）  
用途：様式1-1号、1-2号を集計し取りまとめる様式
- (5) 様式4号 就農後農業に従事している農業者集計表（地域集計表）  
用途：様式2号を集計し取りまとめる様式

## 5 調査の方法について

### (1) 市町村農政主管課

市町村農政主管課が保有している「認定新規就農者」、「経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業・経営開始型)」、「就農祝い金」等の情報をもとに、調査実施要領等に基づき調査を実施する。

具体的には、農政主管課が保有する新規就農者のリストに加え、当方から送付した参考資料と突合せながら、新規就農者に電話・面談又は郵送等により〔様式1-1号〕、〔様式1-2号〕により新規就農者を把握する他、農業委員会等（認定農業者協議会会員、JA等）と連携しながら新規就農者の掘り起こしを行い、その結果について農政主管課において〔様式3号〕に整理し、〔様式1-1号〕及び〔様式1-2号〕の写しと併せて県広域本部（地域振興局）へ報告する。

また、過去5年間の新規就農者の定着状況については、当方から送付する〔様式2号〕に掲載の新規就農者に対して、農業委員会等（認定農業者協議会会員、JA等）と連携しながら定着状況の確認を行った後に〔様式2号〕を県広域本部（地域振興局）へ報告する。

### (2) 市町村農業委員会

市町村農業委員会は、農政主管課と連携を図り、本調査に協力することとする。

具体的には、農政主管課の求めに応じ、調査対象期間内に新規就農希望者から農地の権利取得（貸借・売買）の申請等（農地法3条、基盤強化法等）が提出され、許可等を受けた新規就農者を整理するとともに、就農者の定着状況や後継者等の結婚を機会に就農した配偶者について掘り起こしや定着状況を、地域の実情に精通している農業委員・農地利用最適化推進委員へ調査を依頼・整理し農政主管課に報告する。

(3) 県各広域本部及び県各地域振興局 農業普及・振興課

管内の農政主管課から報告があった調査内容〔様式1-1号〕〔様式1-2号〕及び〔様式2号〕を確認・補完調査を行うとともに農業普及・振興課で内容を精査し、その結果を〔様式3号〕及び〔様式4号〕に取りまとめ、市町村農政主管課から提出があった上記〔様式1-1号〕、〔様式1-2号〕及び〔様式2号〕の写しと併せて1部を、県農業会議へ提出する。

## 6 調査提出期限

(1) 市町村農政主管課

令和6年8月16日（金）までに、所轄地域の農業普及・振興課へ提出する。

(2) 県各広域本部及び各地域振興局 農業普及・振興課

令和6年9月6日（金）までに、県農業会議へ提出する。

## 7 調査票記入にあたっての留意事項

(1) 市町村における名簿作成にあたって

ア 本調査が対象者とする新規就農者（年齢制限なし）

調査様式1-1号及び様式1-2で把握する①「新規学卒就農」、②「Uターン就農者」、③「新規参入就農者」については、年間（※就農から1年未満の者は就農後）の就業状況が「自営農業への従事が主」（年間の主な就業状況が農業である者）の者とする。

なお、様式2号の「自営農業への従事が従」とは年間（※就農から1年未満の者は就農後）の主な就業状況が他産業である者とする。

イ アの新規就農者には、配偶者も含むものとする。

なお、就農例毎の配偶者の就農形態は以下のとおり。

- ①教育機関を卒業→就農：新規学卒就農
- ②教育機関を卒業→家事手伝い→就農：新規学卒就農
- ③他産業に従事後→就農：Uターン就農
- ④他産業に従事後→家事手伝い→就農：Uターン就農
- ⑤夫婦ともに新たに経営を開始：新規参入

ウ 前年度調査時点で調査もれとなっていた者（令和元年度以降に就農した者）については、新規就農者として当該年度の就農形態に加えることができる。

エ 調査については、属人主義（営農している地域ではなく、居住している地域で判断し、把握するもの）ではなく、属地主義（居住している地域ではなく、主な生産活動を行っている営農地域で判断し、把握するもの）により調査を行う。

(2) 参考資料の活用方法について

ア 新規就農予定者名簿（参考3）

令和6年度以降に就農する予定である者のリストであり、調査時点で新規就農した可能性があることを確認するための資料。

イ 経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業経営開始型）受給者名簿及び「雇用就農資金」等対象者リスト（参考4及び参考5）

新規就農者（新規雇用就農者含む）のリストを作成する際に活用する他、前年度調査時点の調査もれや定着状況を確認するための資料。



青年農業者・新規就農者実態補完調査 就農形態の定義早見表

番号	就農形態	定義
1	新規学卒就農者	<p>(1) 各種研修あるいは教育機関（義務教育・高等学校・農業大学校・短期大学・4年制大学及び試験研究機関等の研修）を、令和6年3月に卒業（修了）し、実家で就農した者</p> <p>(2) 各種研修あるいは教育機関を卒業後、国内外の農家等で研修を受け、調査時点から起算して過去1年以内で実家に就農した者で「<b>「自営農業への従事が主」</b>」の者</p> <p>(3) 上記の研修あるいは教育機関を卒業（修了）後、農家出身で、実家と同地域で独立した者で「<b>「自営農業への従事が主」</b>」の者</p> <p>※(1)、(2)、(3)ともに農大研修部卒は含まない</p>
2	Uターン就農者	<p>(1) 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に実家で就農した者で、「他に雇われて勤務が主」から「<b>「自営農業への従事が主」</b>」となった者</p> <p>(2) 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に、実家と同地域で独立した者で「<b>「自営農業への従事が主」</b>」となった者</p>
3	新規参入就農者	<p>新たに農業経営を開始した者のうち、非農家出身者で、「<b>「自営農業への従事が主」</b>」の者</p>
4	新規雇用就農者	<p>調査時点から起算して1年以内に雇用期間の定めのない正規の従業員（1週間の労働時間が35時間以上）として農業法人等に就職した者（事務職員を除く）</p> <p>※実家が経営する農業法人に就職・就農した者（例：1戸1法人の後継者等）は含まない。</p>
5	就農後定着している者	<p>過去5年間に就農した新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入者のうち、調査時点で「<b>「自営農業への従事が主」</b>」の者</p>

※国の新規就農者数調査に習い年齢制限を撤廃しております。

※青年農業者・新規就農者実態補完調査に係る留意点

1 配偶者の就農形態の取り扱い

配偶者の就農形態の取り扱いについては、以下の表1のとおりとする。

表1 配偶者の就農形態の区分表

夫の就農形態	配偶者(今回)の就農形態	
	職歴なし	職歴あり
新規学卒 Uターン	①②新規学卒	③④Uターン
新規参入	⑤新規参入	

[就農例毎の配偶者の就農形態]

- ① 教育機関を卒業→就農：新規学卒就農
- ② 教育機関を卒業→家事手伝い→就農：新規学卒就農
- ③ 他産業に従事後→就農：Uターン就農
- ④ 他産業に従事後→家事手伝い→就農：Uターン就農
- ⑤ 夫婦ともに新たに経営を開始：新規参入

2 前年度調査時点で調査もれとなっていた者の取り扱いについて

前年度調査時点で調査もれとなっていた者については、該当就農形態に加える。

3 調査時点とはいつ時点のことを言うのか

本年度については、令和6年(2024年)5月1日時点とする。

## 実態補完調査 様式について

### 1 様式1号ー1 新規就農者用入力カード（個人用）

#### (1) 用途

新規就農者が記載する様式（新規就農者の状況を把握する）

#### (2) 調査の流れ

農業会議⇒市町村（電話聞き取り or 郵送）⇒新規就農者⇒市町村⇒県広域本部（地域振興局）

### 2 様式1号ー2 新規就農者用入力カード（個人：配偶者用）

#### (1) 用途

新規就農者（配偶者）が記載する様式

#### (2) 調査の流れ

農業会議⇒市町村（電話聞き取り or 郵送）⇒新規就農者⇒市町村⇒県広域本部（地域振興局）

### 3 様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿

#### (1) 用途

市町村が記載する様式（新規就農者の定着状況を把握する）

#### (2) 調査の流れ

農業会議⇒市町村⇒県広域本部（地域振興局）

### 4 様式3号 新規就農者用集計表

#### (1) 用途

市町村及び普及が取りまとめる様式（1, 2の集計用）

#### (2) 調査の流れ

市町村⇒広域本部（地域振興局）⇒農業会議

### 5 様式4号 就農後農業に従事している農業者集計表

#### (1) 用途

広域本部（地域振興局）が取りまとめる様式（3の集計用）

#### (2) 調査の流れ

広域本部（地域振興局）⇒農業会議

### 6 様式5号 新規雇用者名簿（市町村にも調査の旨を同時に通知）

#### (1) 用途

農業法人が記載する様式（雇用就農者把握）

#### (2) 調査の流れ

農業会議⇒農業法人⇒農業会議

## 新規就農者用入力カード（個人用）

氏名	生年月日 年齢	年 月 日 歳	性別	男女
現住所	〒 市 郡		就農前の居住地 ※農業研修期間は含まない。 ※どちらかに○。	・県内 ・県外 ( 県)
電話番号 FAX	TEL : FAX :			
最終学歴 (該当する番号に○をつけてください。)	①義務教育卒    ②高等学校(農業系)    ③高等学校(その他) ④農業大学校卒    ⑤農大研修部卒    ⑥短大・専門学校卒    ⑦大学卒 ⑧研究・研究機関    ⑨その他( )			
就農時期	令和(平成) 年 月 ~			
就農状況 (①~④のうち、該当するものに○をつけ、必要事項を記入してください。)	①新規学卒就農(農家の子弟で学校等卒業と同時に実家に就農)			
	②他産業からのUターンで実家に就農 Uターン前の職業( ) Uターン理由( )			
	③新規参入(他産業から新たに参入した非農家出身者) ・就農地出身の有無( ・就農地出身 ・就農地出身以外) (※就農地出身の範囲は、市町村単位で判断下さい) 参入前の職業(任意記入 ) 参入理由( )			
	④農業法人等への就職 法人等名( ) 所在地( ) 独立希望の有無( ア 有 イ 無 ) 独立後の予定経営作物( )			
経営類型 (販売金額1位の経営作目の番号に○を、( )内に品目を記載ください。)	① 稲作・麦作( ) ② 雑穀・いも類( ) ③ 工芸作物( ) ④ 露地野菜( ) ⑤ 施設野菜( ) ⑥ 果樹類( ) ⑦ 花卉・花木( ) ⑧ 酪農( ) ⑨ 肉用牛( ) ⑩ 養豚( ) ⑪ 養鶏( ) ⑫ その他( )			
経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業経営開始型)受給の有無 (該当する番号に○をつけてください。)	①有(予定含む)                      ②無			



令和6年 月 日

各 位

〇〇市(町村) 〇〇課長

令和6年度新規就農者実態調査へのご協力について(お願い)

当市(町村)の事業推進につきまして、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、熊本県を中心に毎年実施している標記実態調査については、本県の新規就農者の就農状況の動向を把握する貴重な基礎資料となっており、本県農業及び当市(町村)の担い手対策を講じていくうえで必要不可欠な調査となっているところです。

この度、熊本県から調査依頼があったことから、当市(町村)が保有している情報をもとに調査のご協力をお願いしたく通知させて頂きました。

つきましては、調査の趣旨につきましてご理解をお願いしますとともに、お忙しい中大変恐縮ですが、下記の書類につきまして、ご返送(FAX又はメールでの返信も可)又はご持参頂きますようお願い申し上げます。

記

1 調査様式

(1) 様式1-1号 新規就農者用入力カード(個人用)

(2) 様式1-2号 新規就農者用入力カード(個人:配偶者用)

- 配偶者が就農していない場合は様式1-2号の提出は不要です。
- 令和6年5月1日現在の調査時点で過去1年間(令和5年5月1日～令和6年4月30日までに)に就農した方です。

2 提出先及び提出期限

(1) 提出期限: 令和6年〇月〇日( )

(2) 提出先: 〇〇市(町村) 〇〇課 担当者: 〇〇〇〇宛

住所:

電話:

FAX:

eメール:

3 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守して適正に管理するとともに、本調査以外の目的には使用致しません。

就農後農業に従事している農業者名簿

取扱注意

(注意点)

○この様式には、過去5年間で令和1年度～令和5年度の調査で把握した新規就農者(新規学卒・リターン・新規参入)を記載しております。  
 ○現在記載されている情報は昨年年度(令和5年5月1日時点)のもので、  
 ○このリストに記載の方々の、令和6年6月1日時点の定着状況について、確認をお願いいたします。**加筆・修正を行った場合は、赤字で記載をお願いします。**  
 ○なお、このリスト記載の方々の削除したり、追加等しないようにお願いします。  
 ※1 当調査で新規就農者としてカウントした年度を記載していただきます。  
 ※2 死亡や不明など  
 ※3 分かる範囲で就農前の居住地を記載ください。

番号	地域名	市町村名	就農年度(※1) (調査把握年度)	氏名	性別	年齢	住 所	経営類型	主な品目	農業従事の有無				認定農業者の有無	経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業等)※3	就農前の居住地(県外・県内)※3	備 考 (離農理由等)
										自家農業への従事者主	自家農業への従事者客	離農	その他(※2)				
1	〇〇	〇〇市町村	R5年度	A	男	28	熊本県〇〇市△△1	⑤施設野菜	イチゴ	○			○	県内			
2	〇〇	〇〇市町村	R6年度	B	男	48	熊本県〇〇市△△2	⑦花卉・花木	カスミソウ	○				県内			
3	〇〇	〇〇市町村	R4年度	C	男	44	熊本県〇〇市△△3	⑦花卉・花木	トルコキキョウ、ユリ	⊖		○		県外	・他県へ転出		
4	〇〇	〇〇市町村	R4年度	D	男	47	熊本県〇〇市△△4	⑨肉用牛	繁殖	○				県内			
5	〇〇	〇〇市町村	R4年度	E	男	46	熊本県〇〇市△△5	④露地野菜	不明	⊖		○		県内	・他産業の会社へ就職 ・離農理由：取入が激しいため		
6	〇〇	〇〇市町村	R3年度	G	男	27	熊本県〇〇市△△7	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	○				県内			
7	〇〇	〇〇市町村	R3年度	H	女	26	熊本県〇〇市△△8	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	○				県内			
8	〇〇	〇〇市町村	R3年度	I	男	46	熊本県〇〇市△△9	①稲作・麦類	水稲	⊖	○			県外	・会社員との兼業		
9	〇〇	〇〇市町村	R2年度	J	男	27	熊本県〇〇市△△10	⑤施設野菜	トマト	○		○		県内			
10	〇〇	〇〇市町村	R2年度	K	男	23	熊本県〇〇市△△11	⑧酪農	酪農	⊖				県内	・他市町村へ転出、離農かどうか不明		
11	〇〇	〇〇市町村	R2年度	M	男	41	熊本県〇〇市△△12	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	⊖		○		県外	・他市町村へ転出、転出先不明		
12	〇〇	〇〇市町村	R1年度	N	男	38	熊本県〇〇市△△13	⑦花卉・花木	トルコキキョウ	○		○		県内			
13	〇〇	〇〇市町村	R1年度	O	男	32	熊本県〇〇市△△14	④露地野菜	キャベツ	⊖		○		県内	・〇〇年離農。 ・離農理由：思ったように収益が上がらなかった		
14	〇〇	〇〇市町村	R1年度	P	男	34	熊本県〇〇市△△15	④露地野菜	キャベツ	○				県内			









## 参考 1

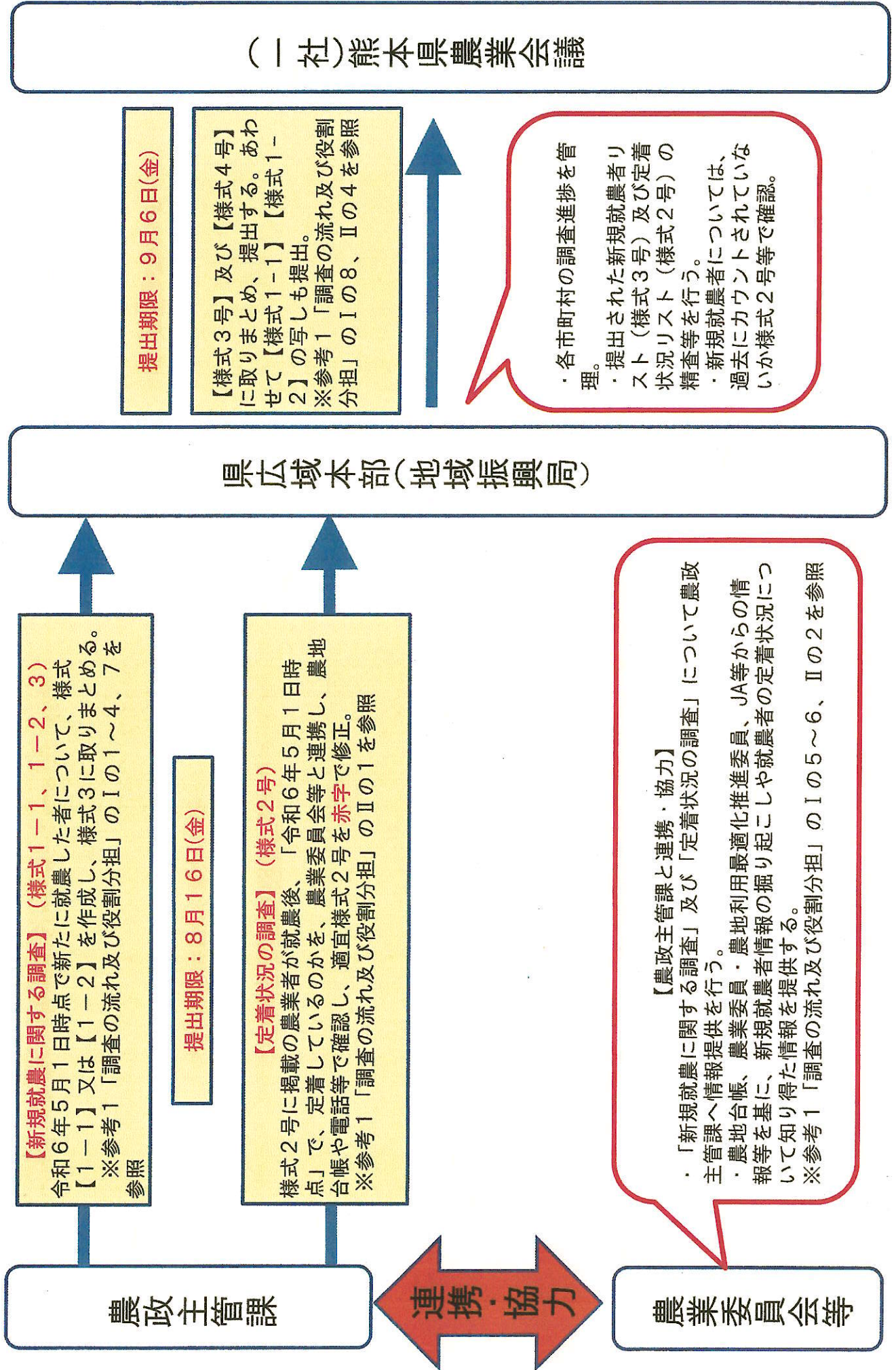
### 令和6年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の流れ及び役割分担

#### I 新規就農に関する調査

- 1 市町村農政主管課が保有している「認定新規就農者」、「経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業・経営開始型)」、「就農祝い金」等の新規就農者に関する情報をリストアップする
- 2 上記の名簿に加え、「新規就農予定者名簿」、「『雇用就農資金』等対象者リスト」、「経営開始型受給者リスト」を確認し、1のリストに必要な応じて追加。
- 3 様式2号を確認し、1のリストと重複者がいないかを確認。  
併せて、前年度調査時点で報告がもれていた場合は、1のリストに必要な応じて追加。
- 4 1のリストに掲載された農業者に電話等で確認するか、又は「様式1-1号」「様式1-2」号を郵送やメールで送付する場合は送付文(送付文書例をご参照下さい)を添えて送付する。
- 5 1のリスト以外に新規就農者が存在する可能性があるため、農政主管課の求めに応じて、農業委員会等(認定農業者協議会、JA等)は地域の実情に精通している、農業委員・農地利用最適化推進委員等に対して、1のリストに掲載すべき新規就農者がいるのかを確認し、掲載すべき新規就農者がいた場合は、農政主管課へ情報を繋ぐ。
- 6 農政主管課と農業委員会等は新たに存在した新規就農者をリスト1への掲載及び調査方法(農政主管課による郵送・電話による調査方法をとるか、又は農業委員会等へ調査を依頼するか)を協議し、調査を実施する。
- 7 農政主管課は、調査結果を取りまとめ、様式3号に入力し、「様式1-1号」「様式1-2」の写しを添えて、管轄の県広域本部(地域振興局)に報告。
- 8 県広域本部(地域振興局)は内容を確認し、必要な応じて補完調査を行った後、県農業会議に「様式1-1号」「様式1-2」の写しを添えて、様式3号を期日までに報告する。

#### II 定着状況に関する調査

- 1 農政主管課は「様式2号」に掲載してある新規就農者の定着状況について、定着状況を電話等で確認する他、不明な場合は必要な応じて農業委員会等へ協力を依頼する。
- 2 農業委員会等は、地元精通している農業委員・農地利用最適化推進委員等へ様式2号の定着状況について確認し、農政主管課へ定着状況を報告する。
- 3 農政主管課は、2の定着状況を様式2号へ追記・修正し、管轄の県広域本部(地域振興局)に報告。
- 4 県広域本部(地域振興局)は様式2号の内容を様式4号に取りまとめ、必要な応じて補完調査を行った後、県農業会議に様式4号を期日までに報告する。



参考3

地域	
熊本	熊本市
宇城	宇城市、美里町
玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南園町、長洲町
鹿本	山鹿市
菊池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村
上益城	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
八代	八代市、氷川町
戸北	水原市、戸北町、津奈木町
球磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
天草	天草市、上天草市、苓北町
その他	県外
不明	記入なし

令和6年度就農予定者名簿

No.	地域	氏名	年齢	住所	電話	就農予定年度	進学予定年度	就職就農・進学・研修予定先	出身高校名等	備考1	備考2
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

参考 4

経営開始型受給者リスト

【R5 採択開始資金】交付対象者選択項目情報

No.	姓	名	姓 (カナ)	名 (カナ)	氏名	生年月日	年齢	性別	郵便 番号	住所	電話番号	農家・非農家の 別	個人・法人の 別	就農形態	営農類型(名 称)	作目1	作目2
1	●●	●●	▲▲	▲▲	●●●●	〇〇年〇〇月〇〇日	〇	男	●●●●●●●●	★★★	●●●●●●●●●●	非農家	個人経営	新たに農業経営を開始	△△	〇〇	☆☆
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

参考 5

「雇用就農資金」等対象者リスト（令和5年度事業採択研修生リスト）（例）

No.	地域	市町村	農業法人等名	郵便番号	(農業法人) 住所	研修生氏名	年齢	採用日	最終学歴
1	菊池	菊池市	A	〇〇〇-〇〇〇〇	菊池市〇〇〇	農業 一郎	20	2021.5.6	④農業大学校卒
2	阿蘇	阿蘇市	B	〇〇〇-〇〇〇〇	阿蘇市〇〇〇	農業 二郎	27	2021.6.1	③高等学校(その他)
3	熊本	熊本市	C	〇〇〇-〇〇〇〇	熊本市中央区〇〇〇	農業 三郎	26	2021.7.1	⑥大学卒
4	上益城	山都町	D	〇〇〇-〇〇〇〇	山都町〇〇〇	農業 四郎	22	2021.6.1	②高等学校(農業系)
5	八代	八代市	E	〇〇〇-〇〇〇〇	八代市〇〇〇	農業 五郎	26	2021.6.1	⑥大学卒
6	大津	大津町	F	〇〇〇-〇〇〇〇	大津町〇〇〇	農業 六郎	44	2021.7.1	③高等学校(その他)
7	菊池	菊池市	G	〇〇〇-〇〇〇〇	菊池市〇〇〇	農業 七郎	41	2021.6.16	⑥大学卒
8	熊本	熊本市	H	〇〇〇-〇〇〇〇	熊本市北区〇〇〇	農業 八郎	32	2021.10.1	③高等学校(その他)
9	熊本	熊本市	I	〇〇〇-〇〇〇〇	熊本市西区〇〇〇	農業 九郎	29	2021.8.21	⑥大学卒
10	玉名	和水町	J	〇〇〇-〇〇〇〇	和水町△△△	農業 十郎	27	2021.8.5	③高等学校(その他)

(案1)

農担 号  
熊農会議第 号  
令和6年(2024年) 月 日

各市町村農政主管課長 様  
各市町村農業委員会会長 様

熊本県農林水産部生産経営局  
農地・担い手支援課長  
(公印省略)

一般社団法人熊本県農業会議会長  
(公印省略)

令和6年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について(依頼)

当課及び当会議の事業推進につきまして、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記実態補完調査については、本県の新規就農者や青年農業者の就農状況の動向を把握する貴重な基礎資料となっており、本県の担い手対策を講じていくうえで必要不可欠な調査となっております。

つきましては、別紙「令和6年度青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領」に基づき標記調査を実施いたしますので、ご多忙中恐縮に存じますが、農政主管課及び農業委員会等の関係機関で情報を共有いただき、本調査にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、本実態補完調査の実施に当たっては、個人情報の取扱いにつきましても、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、取扱いには十分ご留意くださいますようお願いいたします。

記

## 1 送付資料

- (1) 令和6年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について
- (2) 令和6年度青年農業者・新規就農者実態補完調査実施要領
- (3) 青年農業者・新規就農者実態補完調査 就農形態の定義早見表
- (4) 送付文書例(様式1-1号及び様式1-2号を送付される際に利用)
- (5) 実態補完調査様式について
- (6) 調査様式
  - ① 様式1-1号 新規就農者用入力カード(個人用)
  - ② 様式1-2号 新規就農者用入力カード(個人:配偶者用)
  - ③ 様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿
  - ④ 様式3号 新規就農者用集計表(市町村・地域集計表)



⑤ 様式4号 就農後農業に従事している農業者集計表（地域集計表）

● [留意事項]

「③様式2号 就農後農業に従事している農業者名簿」では、令和元年度～令和5年度までの5か年間、本調査で把握した新規就農者を記載しています。

過去5年間の新規就農者の「就農後の定着状況調査」は、この名簿での確認をお願いします。

なお、添付されていない市町村については、本調査で過去5年間に新規就農者がいない市町村になります。

(7) 参考資料

- ① 参考1 調査の流れ及び役割分担
- ② 参考2 調査の流れイメージ図
- ③ 参考3 新規就農予定者リスト
- ④ 参考4 経営開始型受給者リスト
- ⑤ 参考5 「雇用就農資金」等対象者リスト

● [留意事項]

「参考3～参考5」が添付されていない市町村は、現時点で本会が把握している該当者がいない市町村ですが、必ずしも該当者がゼロと確定するものではありませんのでご留意いただくとともに、リストに漏れている方の実態把握をよろしくをお願いします。

2 提出等について

- (1) 提出物：調査様式の様式1-1号（写）、1-2号（写）、様式2号及び様式3号を管轄の県広域本部（地域振興局）農業普及・振興課へ提出する。
- (2) 提出期限：令和6年8月16日（金）（市町村→広域本部（地域振興局））
- (3) 具体的な調査の実施については、別添「令和6年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について」を参照ください。

3 本調査に係るお問合せ先

一般社団法人熊本県農業会議（農政・担い手対策課）

担当：松嶋、今村

TEL：096-384-3333（直通）

FAX：096-385-1468

メール：[43ninaite@nca.or.jp](mailto:43ninaite@nca.or.jp)

(案2)

農担第 号  
熊農会議第 号  
令和6年(2024年) 月 日

県広域本部 農業普及・振興課長 様  
(熊本・菊池・八代・天草)

各地域振興局 農業普及・振興課長 様  
(宇城・玉名・鹿本・阿蘇・上益城・芦北・球磨)

熊本県農林水産部生産経営局  
農地・担い手支援課長  
(公印省略)

一般社団法人熊本県農業会議会長  
(公印省略)

令和6年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の実施について(依頼)

さて、標記の実態補完調査について、別添写しのとおり各市町村農政主管課及び農業委員会へ依頼しましたのでお知らせいたします。

つきましては、ご多忙中恐縮ですが、下記により取りまとめ及び報告について、ご協力賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 報告期日・提出物

(1) 報告期日：令和6年9月6日(金)

(2) 提出物：様式1-1、1-2の写し及び様式3号及び4号(地域集計表)

### 2 本調査に係るお問合せ先

一般社団法人熊本県農業会議(農政・担い手対策課)

担当：松嶋、今村

TEL：096-384-3333(直通)

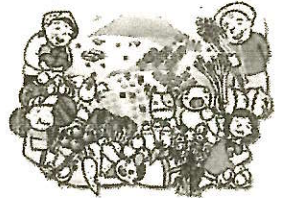
FAX：096-385-1468

メール：[43ninaite@nca.or.jp](mailto:43ninaite@nca.or.jp)

※ 提出物についてはこちらのアドレスへ送付をお願いします。

～補助事業を使って、雇用された正社員の育成をしませんか？関心のある方、当会議に気軽にお声掛け下さい！～

## 「雇用就農資金」令和6年度第2回募集



次代の農業を担う就農・就業希望者を正社員として雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的研修（OJT研修）を実施する事に対して助成する、農林水産省補助事業「雇用就農資金」を活用してみませんか？

全国農業会議所では、農業法人等が雇用就農志向者又は独立就農志向者を雇用し、農業経験豊富な研修指導者が、当該法人等での就業又は独立就農に必要な農業技術や知識等を習得させる為の実践研修を実施する場合に助成する、「雇用就農資金」（「農の雇用事業」の後継事業）の参加者を募集します。応募申請を希望される方は、**熊本県農業会議所まで一度ご相談下さい。**（担当：岩崎・松嶋・出田、TEL：096-384-3333）

雇用就農資金は、以下、4つから分類されます。

①「雇用就農資金」雇用就農者育成・独立支援タイプ（最長4年間・最大240万円）

農業法人等が就農希望者を雇用し、雇用就農又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付。

②「雇用就農資金」新法人設立支援タイプ（最長4年間・最大360万円）

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付。

③「雇用就農資金」次世代経営者育成タイプ（随時募集、最長2年間・最大240万円）

農業法人等の従業員等を次世代の経営者・管理職として育成すべく、他の法人での出向研修を支援。

### 助成内容

①雇用就農者育成・独立支援タイプ

【助成額】 新規雇用就農者1人あたり年間最大60万円（月額5万円）

【助成期間】 最長4年間（最大240万円）

②新法人設立支援タイプ

【助成額】 新規雇用就農者1人あたり年間最大120万円（月額10万円）

【助成期間】 最長4年間（最大360万円） ※3～4年目は年間最大60万円（月額5万円）

※雇用就農者が、障がい者、生活困窮者、刑務所出所者の場合は、助成額の年間最大15万円の加算措置あり。

※事業実施期間3ヶ月未満は、助成金交付されません。

### 令和6年度募集日程（第3回は予定）

	募集期間	支援期間	採用日
第1回	2024.3.1～4.4	2024.6.1～2028.5.31	2023.6.1～2024.2.1
第2回	2024.7.3～8.7	2024.10.1～2028.9.30	2023.10.1～2024.6.1
第3回	2024.10～11月	2025.2.1～2029.1.31	2024.2.1～2024.10.1

※左記の「採用日」の期間で正社員採用し、就業開始している方を募集します。

（参考）令和4年度・R5年度採択数（雇用就農者育成・独立支援タイプのみ）

	経営体数(全国)	従業員数(全国)	経営体数(熊本)	従業員数(熊本)
R4年度	1,722	2,134	45	59
R5年度	1,469	1,811	53	55



採択情報

採択者の研修情報等が閲覧出来ます。

### 先進事例紹介

雇用就農資金等の実施に関する内規では、従業員の定着の為に効果的な労務管理・人材育成を実践している先進事例を収集し、発信することとなっています。当県では、全国農業会議所からの依頼により、①(株)吉次園（熊本市北区、観光農園・果樹）、②菊川農園(株)（熊本市北区、スイカ・ナス）、③(農事)熊本すざかみ農場（熊本市南区、米・麦・大豆・玉葱）、④(株)果実堂（益城町、ベビーリーフ）の4事例を紹介しております。

当事業を通じて、従業員を育成し、成長することで、生産性が上がり、経営発展に結び付く。そうした事例を取り上げています。

先進事例情報

【全国情報】

- ・雇用就農資金
- ・農の雇用事業

【県内情報】

- ・(株)吉次園
- ・菊川農園(株)
- ・(農事)熊本すざかみ農場
- ・(株)果実堂



### 第2回募集応募申請意向（以下記入し、FAX(096-385-1468)又はメール(43koyousyuunou@nca.or.jp)

経営体名 ※以下、申請タイプをチェックし、申請予定人数を記入下さい。

担当者氏名  雇用就農者育成・独立支援タイプ（申請予定数 人）

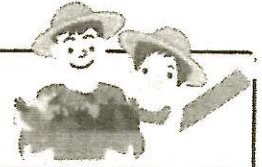
電話番号  新法人設立支援タイプ（申請予定数 人）

次世代経営者育成タイプ（申請予定数 人）

※返信があった場合は、上記のご担当者様に連絡させて頂く場合があります。

## 雇用就農者育成・独立支援タイプの主な要件

必ず、募集要領にて詳細をご確認下さい。



### 【農業法人等の要件】

- ① 概ね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業者等であること。
- ② 農業経験5年以上の役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと。また、応募申請時の研修計画（「農業をはじめ.jp」に研修計画を申請者自ら登録すること）に基づき、研修を年間概ね300時間（月25時間）以上行うこと。なお、独立就農志向者の場合、研修計画に経営ノウハウに係る内容を記載し、研修すること。
- ③ 新規雇用就農者との間で、期間の定めのない正社員契約（独立就農希望は有期雇用契約でも可）を結び、雇用保険、労働者災害補償保険、法人の場合は社会保険（健康保険、厚生年金）にも加入させること。
- ④ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。（障がい者の場合は、20時間以上）
- ⑤ 労働基準法に準拠した休憩、休日及び有給休暇を雇用契約書等に規定すること。
- ⑥ 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと。
  - A) 年間総労働時間（年間所定内労働時間・年間所定外労働時間の合計）を2445時間以内に規定すること。
  - B) 経営理念、人事評価制度、賃金テーブルの整備。
  - C) 従業員の動きやすい就業施設の整備（従業員専用の男女別トイレ、休憩室、更衣室、浴室等）
  - D) 厚生労働省認可の「くるみん」（子育てサポート企業）の認定を受けること。
  - E) 厚生労働省認可の「えるほし」（女性活躍推進企業）の認定を受けること。
- ⑦ 過去5年間で農の雇用事業・雇用就農資金を活用し、助成金受給実績がある場合、その定着率が1/2以上であること。また、雇用就農資金の助成金を受給した後、対象従業員が離農した場合は、応募申請従業員÷離農数分の補充雇用就農者がいること。

### 【新規雇用就農者の要件】

- ① 支援終了後も就業を継続又は独立する強い意志があり、採用日時時点で年齢が50歳未満の者。
- ② 過去の農業経験が正社員採用日時時点で5年以内であること。
- ③ 新規雇用就農者が代表者の3親等以内の親族でないこと。ただし、親族以外の雇用条件が同等（労働時間、休日、給与、昇給・賞与・退職金、加入保険等）の従業員がおり、代表者と同居していない場合はこの限りでない。
- ④ 過去、就農準備資金、就農準備支援資金、農業次世代人材投資資金準備型の研修を受けていないこと。なお、県立農大や全国型で準備型研修を受けていた方や耕種⇄畜種の研修移行は可。また、「雇用就農資金」独立支援タイプ（独立就農志向者の育成）で応募する場合、事業終了後、就農準備資金への移行は不可。経営開始資金への移行は可。



## 令和6年度第2回応募から採択後の流れ

### （応募申請から採択までの主な流れ）

- 募集要領・事業申請書等入手・確認・申請書作成の上、熊本県農業会議にメール又は郵送で提出。オンライン応募申請も出来ます。

[ひのくにねっと](#) 検索  
※新着情報に掲載

※7月3日～8月7日応募受付。

- 書類提出後、熊本県農業会議に来所頂き、個別面談の実施。  
※随時実施。

- 熊本県農業会議にて個別面談結果を整理し、内部審査会を実施。その結果を応募書類と併せて全国農業会議所に報告。  
※8月下旬

- 全国農業会議所にて最終審査会の実施。  
※9月下旬（予定）

- 全国農業会議所・熊本県農業会議を通じて応募申請者全てに採否結果等通知。  
※9月下旬（予定）

### （採択から助成金入金までの主な流れ）

- 10月1日から事業開始。

- 熊本県農業会議が主催する代表者・研修指導者向け指導者養成研修会、雇用就農者向け（採択を受けた事業対象従業員向け）事業説明・研修会に参加。

※10月中旬～下旬を予定

- 雇用契約書等に基づく労務管理と応募申請書研修計画に基づく研修の実施。

※出勤簿・賃金台帳は毎月管理、研修は適宜実施。  
なお、研修は概ね年間300時間程度実施。

- 現地確認調査（事業要件に係る基本書類及び雇用や研修の状況等確認）の実施。

※年度内に1回。  
初回は2ヶ月以内に実施。

- 助成金交付申請。  
※半年毎に1回申請。  
※初年度は、年度末のみ変則的な交付申請となる。

- 熊本県農業会議、全国農業会議所で書類確認し、入金。

## お問い合わせ先

以下、ホームページは、募集開始後の公開となります。



雇用就農資金に係るQ&Aを掲載。

（一社）熊本県農業会議 岩崎・松嶋・出田

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 TEL096-384-3333、FAX096-385-1468、E-mail: 43koyousyulinou@nca.or.jp

※募集要領・応募申請様式の入手 [ひのくにねっと](#) 検索 又は [全国新規就農相談センター](#) [雇用就農資金](#) 検索

※応募申請は、①HPの専用応募様式フォームの入力・送信（携帯端末からの入力は非対応、PC端末からの入力のみ対応）、②Excelの応募様式入力・メール添付送信、③手書き・郵送提出のいずれかで受付していますが、①での応募申請を推奨致します。